

保護者会規約



大阪鴻池ボーイズ

大阪鴻池ボーイズ保護者会規約

(名称)

第1条 本会は、大阪鴻池ボーイズ保護者会(以下、「本会」という。)と称する。

(目的)

第2条 本会は、大阪鴻池ボーイズ(以下、「チーム」という。)がより良い環境の中で活動できるよう、その運営を支援すると共に、会員相互の親睦を目的とする。
本目的達成のため、会員は指導者の指導方針・方法を尊重し、選手全員の利益のために行動し、会員相互が協調性を持って本会の運営に参加するものとする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成する為に、以下の活動を行う。

1. チーム活動の支援
 - ① チーム移動時の協力
 - ② 試合、練習時の給茶及び傷病者救護
 - ③ 各種大会等におけるアナウンス等接遇
 - ④ チーム役員からの依頼に基づく各種大会における運営補助
2. チーム指導者の支援
 - ① 指導者から委任を受けた範囲内での指導補助
 - ② その他指導者が指導に専念できる環境醸成
3. レクリエーション活動等の主催・共催
 - ① チーム役員、選手、保護者の親睦を目的としたレクリエーションの企画、開催
 - ② チーム全体の利益となる講演会等の案内
4. ボランティア活動の支援
5. その他、前条目的達成に必要な活動

(構成)

第4条 本会は、チームに所属する選手の保護者をもって構成する。

(保護者会)

第5条 保護者会長が必要と判断した場合は、保護者会を開催する。

(役員)

第6条 本会会員の互選により、次の役員を置く。

会長 1名
副会長 若干名
婦人部長 1名
副婦人部長 若干名
会計 1名
グラウンド担当 1名
車両担当 1名
班長 若干名

(会務)

第7条 役員は、チーム役員との連携を図り、第3条に規定する活動を推進する。

(任期)

第8条 本会役員の任期は、1年とする。ただし、再任、重任並びにチーム役員との重任は妨げない。
本会の役員に欠員が生じたときは、それを補充する。ただし、その任期は前任者の残任期間とする。

(会計及び会計監査)

第9条 本会の会計は、チームが徴収する保護者会費及びその他収入によって支弁する。
本会の会計は、チーム会計と連携してその職務を行う。
チーム会計に欠員がある場合、本会会計がチーム会計を兼務する。
本会の会計期間は、チーム会計期間に準ずるものとし、チーム会計監査の監査を受ける。

(審議)

第10条 本規約に定めなき事項は、本会役員並びにチーム役員が審議決定する。

付 則

(実施期日)

第1条 本規約は、平成24年1月1日から施行する。
平成29年2月10日一部改訂